

藤岡市立図書館雑誌スポンサー募集要項

制度の内容

図書館を利用する方々の閲覧や貸出に用いる雑誌を、社会貢献活動の一環として無償で提供してくださる雑誌スポンサーを募集します。提供していただく雑誌の最新号にかける閲覧用カバーには、広告の掲出を行うことができます。

スポンサーの対象

おおむね1年以上継続して雑誌を提供することができる法人その他の団体又は個人事業主（年度途中からの提供については当該年度を1年とします。）

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・藤岡市有料広告掲載基準4に該当するもの
- ・民事再生法による再生手続中又は会社更生法による更生手続中のもの
- ・市区町村税の滞納のあるもの
- ・政治活動又は布教活動を目的とするもの
- ・社会問題を起こしているもの
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

雑誌の提供方法

提供する雑誌は、図書館が提示する雑誌リストから選択してください。それ以外の雑誌の提供を希望する場合は、図書館までご連絡ください。

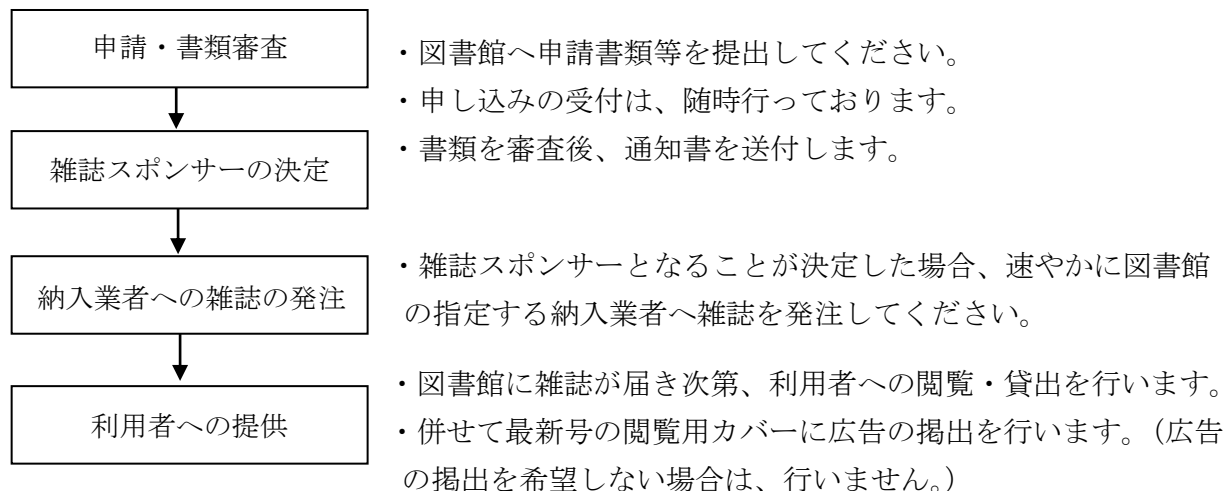
雑誌スポンサーとなることが決定した場合は、図書館の指定する納入業者に提供する雑誌を発注してください。図書館は、雑誌スポンサーが提供する雑誌を納入業者からの納品によって受け入れます。なお、雑誌の購入や納品などに要する費用は、納入業者の請求により、雑誌スポンサーが納入業者へ直接お支払いください。

雑誌スポンサーの期間

雑誌スポンサーの期間は、雑誌スポンサーとなることが決定した日の翌月の1日から当該年度の末日までとなります。

雑誌スポンサーを終了する際には、当該年度の末日の2箇月前までに藤岡市立図書館雑誌スポンサー終了申請書を図書館まで提出してください。終了の申請を行わない場合は、雑誌スポンサーを自動的に1年間継続するものとし、以後も同様の扱いとなります。ただし、雑誌スポンサーを終了する理由が雑誌の休刊・廃刊等による場合は、雑誌の休刊・廃刊等が決定した後、速やかに申請すれば上記の期日を過ぎていても申請を受け付けます。

申請等の流れ



申請に必要な書類

- ① 藤岡市立図書館雑誌スポンサー申請書
- ② 暴力団排除に関する誓約書
- ③ 申請者の事業内容が分かるもの（ホームページ等で確認できる場合は、添付を省略することができます。）
- ④ 藤岡市外に住所又は所在地のあるものは、申請書を提出する日前 3 箇月以内に発行された市区町村税の滞納がないことを証明する書類
- ⑤ 広告の掲出を希望するものは、広告の原稿
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

広告の作成・掲出

雑誌スポンサーの希望により、図書館は閲覧用カバーの表面に雑誌スポンサー名を掲出します。雑誌スポンサー名の掲出を希望する場合は、併せて閲覧用カバーの裏面に広告の掲出を行うことができます。掲出する広告の原稿は、日本産業規格 A 列 5 番以内の大きさとし、モノクロ又はカラーの片面印刷で作成してください。また、広告の内容に関しては、藤岡市有料広告掲載基準 5 及び 6 の規定を準用します。（別紙のイメージ図等もご参照ください。）

その他

※ 申請書等の様式は、図書館ホームページからダウンロードできます。

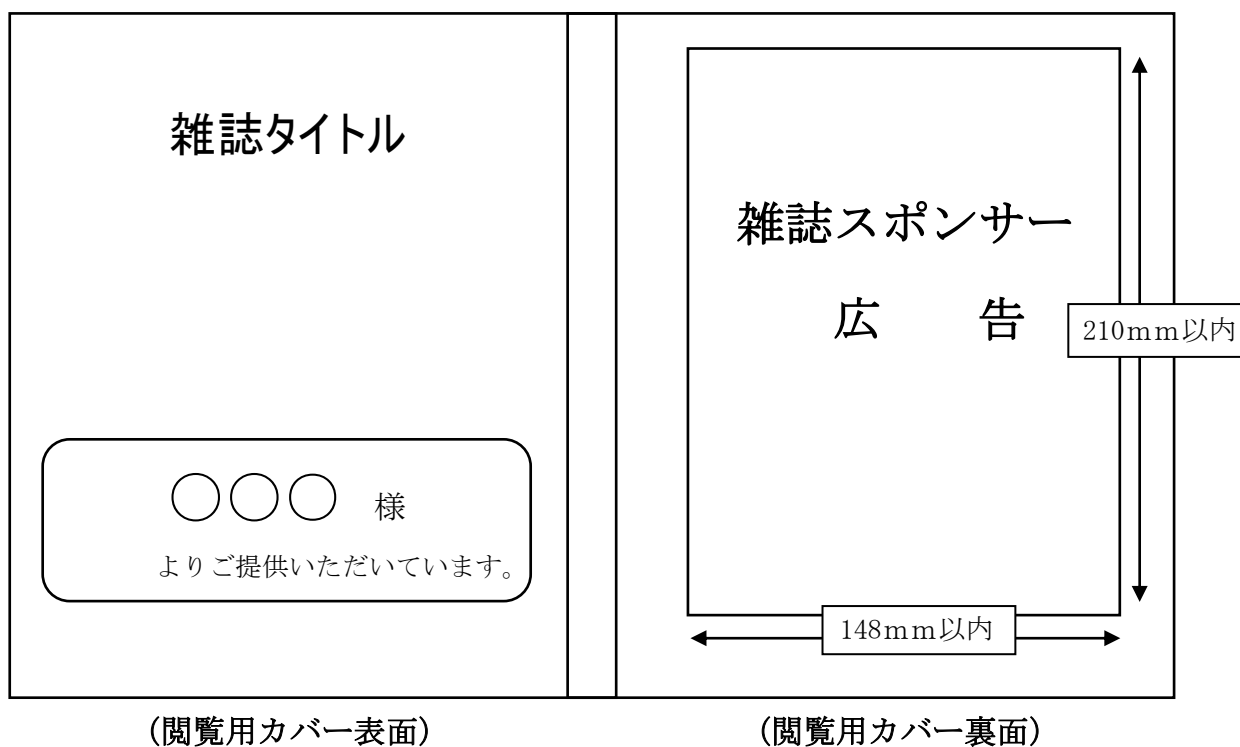
また、ふじおか電子申請受付システムからお手続きできます。

※ 「藤岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」も併せてご一読ください。

申込・問合せ先

藤岡市立図書館（〒375-0024 群馬県藤岡市藤岡 942 番地 1）
TEL：0274-22-0220／MAIL：tosyokan@city.fujioka.gunma.jp

・ 広告の掲出を希望する際のイメージ図



- ・ 閲覧用カバーの表面には、雑誌を提供する雑誌スポンサーが分かるように雑誌スポンサー名を掲出します。(雑誌スポンサー名は、図書館が作成します。)
- ・ 閲覧用カバーの裏面に掲出する広告は、閲覧用カバーのサイズに収まるように、日本産業規格 A 列 5 番以内の大きさ、モノクロ又はカラーの片面印刷で作成してください。なお、広告の内容に関しては、藤岡市有料広告掲載基準 5 及び 6 の規定を準用します。広告を作成される際には、上記の基準も併せてご確認ください。

・ イメージ写真

